

条令をもって課税率を引き上げることは不可能

暫定措置によって引き下げられた課税率の「再設定」を目的とした条令の施行は認められていない。

IPIは、その制定または引き上げの90日前公示が法的に義務付けられた税である。

プリーニオ・J・マラフォン(フォーリャ紙への特別寄稿)

車両に対する工業製品税(IPI)の課税に関する政府の姿勢の転換は、驚くに値する。

というのも8月2日、行政府の権力行使に基づく要求に応じる形で、車両に対する課税率が2016年まで、暫定措置(MP)第540号により引き下げられているからだ。

外国で生産された車両に対する課税率の引き下げは、それがMPによるものだとしても、行政府の権力行使のもとに確立された範囲と条件に及んで適用される。それが裁可を待つ段階にあるとしても、本MPは、法的効果を発揮する。

MP発効後45日が経過して条令第7,567号が公示と同時に即日発効し、輸入業社をMPの適用外(第2条)とし、課税率を変更(第10条)したとしても、本MPの効力は変わらない。

IPIは、その制定または引き上げの90日前公示が法的に義務付けられた税である。(憲法第150条付記3項c)。

争点となるのは、MPにより引き下げられた課税率を条令が「引き上げ」たとして、それが可能なのかということだ。憲法第153条1項は、法律に定められた範囲内で条令がIPIの課税率を変更することを認めている。一方、第150条6項では、「税金(中略)に関連した助成あるいは免税、算出基準の引き下げ、見込みクレジットの付与、恩赦または払い戻しは、特定の(中略)法律によってのみ、これを認めることができる」としている。

そうするとMPは、第150条に抵触しないように算出基準の引き下げや見込みクレジットを付与することなく免税あるいは助成して税率を引き下げたのか？

あるMPを選択するにあたって議員は、上記6項の絶対的順守に責任を負い、もし、順守されていない場合は条令により取り下げる。

これにより導き出される最初の結論は、条令はMPの内容を無効にしてインセンティブの受益者を除外し有効期間を縮小することができないということである。

従って、国会において法律の形でMPを修正、あるいは無効とし、将来的に同等の条例を適用可能にする余地を確保する必要がある。

90日の公示期間を設ける場合には、連邦最高裁判所(STF)がすでに、免税措置の単純廃止措置には適用することができないとの見解を示している(裁定第204,062号)。もし税務当局の措置に反対すると仮定した場合、課税率の減税対象となる部分を縮小することは、90日間にわたって適用できない。

むしろ、法律によって一度認められた特定の条件と期間の恩恵というものを、廃止することができるだろうか？ 国税法（CTN）第178条では、このような手法による免税措置の廃止を禁じている。

ただし確実なことは、政府が相応の言い分を用意するということだ。つまり、単純な課税率の引き下げであって免税措置ではないため、柔軟な対応の範囲内であり法の定める範囲内に収まっているため、結果としてIPIを修正することは可能で、今回の対応は有効だという主張だ。

それでも、同じ仮定に基づいてこの議論が世界貿易機関（WTO）に持ち込まれる可能性は高く、IPIの恩典を消滅させたと解釈されれば、これは、同機関の規定に背くものと位置づけられることになる。

そのため、（MPで認められた権利を「無効化」した）条令第7,567号を法体系の観点から適切なものにし、WTOの規定に即したものにすることが必要がある。

（2011年9月27日付 フォーリャ・デ・サンパウロ紙）

プリニオ・J・マラフォン 弁護士、税務コンサルタント、サンパウロ大学法学部修士